

第2 畜産排水に係る法律等の概要

1 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）・・・略称：水濁法

本法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることが目的とされています。

本法律により畜産農業の用に供する一定規模以上の牛房、豚房及び馬房は特定施設に該当し、公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ水を排出する場合、県等へ届け出るとともに、排水の様々な水質項目について排水基準値以下の濃度にすることが必要です。

2 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）・・・略称：瀬戸内法

本法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることが目的とされています。

本法律では、水質汚濁防止法の特定施設を設置し、日最大排水量50m³以上の事業場については、本法に基づく手続き（許可又は届出）が必要です。

この法律は、岡山県の場合、県内すべての区域が対象です。

3 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）・・・略称：湖沼法

本法律は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が必要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

岡山県の場合、この法律が適用される指定湖沼及び指定地域は、児島湖の流域が対象です。

4 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）・・・県条例

この条例は、岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号）の基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、他の法令又は条例に定めがあるもののほか、公害の防止のための規制の措置その他の事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたり環境への負荷の低減を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

〔用語の説明〕

用 語	説 明
特定施設	本手引きでは、水濁法施行令別表第1のうち、畜産農業又はサービス業の用に供する施設（豚房施設、牛房施設、馬房施設）をいう。
有害物質	カドミウムその他の人の健康に被害を生ずるおそれがある物質として水濁法施行令で定められている物質をいう。排水基準を定める省令により畜産農業では「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）（略称：硝酸性窒素等）について、排水基準が定められています。
暫定排水基準	排水基準を定める省令により、pH、BOD、CODなどについては全国一律の排水基準（一律排水基準）が定められています。しかしながら、既設の事業所のうち、直ちに一律排水基準を達成することが技術的に著しく困難な業種については、暫定排水基準を設けてその時点において達成可能なレベルを、当面の基準としています。
公共用水域	河川・湖沼・海域等の工場や事業場の敷地外の水域や水路をいう（公共下水道を除く。）。
排水水	特定施設から排出される水（汚水等）及び処理された水に限定されず、特定事業場内（農場内）の特定施設（畜舎）以外の施設から排出される水で公共用水域に排出される全ての水をいう。つまり、処理された尿、牛舎内の洗浄水、 <u>畜舎からの雨水等も排水水に含まれます。ただし、雨水は届出上の排水量には算入しないこととなっています。</u>
特定排水水	排水水から、雨水のように事業活動その他の人の活動に使用されない水及び一過性の間接冷却水など、汚濁負荷量が増加しない用途に供された水を除いた排水水をいう。
排水口	排水水を排水する場所をいう。特定事業場に2以上の排水口がある場合には、個々の排水口ごとに排水基準が適用される。
指定地域	湖沼法第3条第2項に規定するで指定される地域。岡山県では児島湖流域が対象（p89参照）。 （水濁法第4条の2第1項に規定する指定地域（総量規制地域）は県内全域が対象。）

排水基準設定等の経緯

昭和45年12月25日

「水質汚濁防止法」が公布（昭和46年6月24日施行）。

昭和46年12月21日

岡山県は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例を制定し、同法の基準より厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を定めた。

昭和46年12月28日

環境庁（当時）は、「水質汚濁に係る環境基準について」を告示。

○全ての特定事業場に基準が適用される健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）について、次の8項目が定められた。

シアン、総水銀、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、クロム（6価）及びヒ素

○1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の特定事業場に基準が適用される生活環境項目（生活環境の保全に関する項目）について、河川、湖沼及び海域の別に次の各5項目が定められた。

pH、BOD（河川）又はCOD（湖沼及び海域）、SS（河川及び湖沼）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分）（海域）

昭和50年2月3日

健康項目にPCBの環境基準が追加設定された。

昭和57年12月25日

生活環境項目に、湖沼に係る窒素・りん的环境基準が追加設定された。

平成5年3月8日

健康項目に、ジクロロメタン等15項目の環境基準が追加設定された。

平成5年10月1日

生活環境項目に、海域に係る窒素及びりんの環境基準が追加設定された。

平成13年7月1日

健康項目に、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）の環境基準が追加設定された。なお、硝酸性窒素等の主な排出源として、1-2畜産農業又はサービス業の用に供する施設が挙げられた。

平成23年4月1日

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が施行。

排出水を排出する者に対し、汚染状態の測定・記録・保存を義務付ける（法第14条第1項）とともに、意図的にこれらの義務に違反した者に対する罰則を設ける（法第33条第3号）こととされた。